

平成 30 年 1 月 12 日

四国財務局長 山岸 晃

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認を踏まえた金融上の対応について

今般、香川県内で高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認され、現在、被害拡大を抑えるため関係者において防疫措置等の対応がなされているところではありますが、養家きん農家をはじめ関係する個人・中小企業者への影響が懸念されることから、以下の金融上の対応を講ずるよう各金融機関へ要請しましたので、お知らせします。

記

1. 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認により影響を受けた農家等をはじめとした取引先に対し、県や関係機関とも連携しつつ、丁寧かつ親身になって経営相談に応じること。
2. 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認により影響を受けた取引先から、経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な融資対応に努めること。

(本件に関する照会先)  
財務省四国財務局金融監督第一課  
電話 087-811-7780(内線:361)

以 上